

- ・今回の県計画の見直しをふまえ、野迫川村に関連する箇所の見直しを行いました。
- ・また、村に大きな災害をもたらした紀伊半島大水害の教訓を生かすため、住民の皆さまにご協力いただき、「紀伊半島大水害アンケート」を平成27年8月に行いました。
- ・アンケート調査結果を踏まえ、今回の改訂では、主に以下の点について見直しを行いました。

表 紀伊半島大水害アンケート結果をふまえた野迫川村地域防災計画の主な見直し内容

課題	見直し内容	該当箇所
村職員の初動体制、 配 備 体 制	・村の防災体制など、村の実態に合わせた職員の初動体制の見直し	3章5節第2 (p105)
避難勧告の判断基準	・発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を設定	3章1節第1 (p87)
住民に対する自助、 共 助 の 一 層 の 啓 発	・非常用の避難袋の準備、非常用電源の確保、 備蓄の準備など、自助の取組みの啓発	2章26節第1_1 (p66)
	・避難時の声掛け、避難先や道順、時期など の地域での事前検討の啓発	2章3節第6 (p27) 2章5節第2_1(3)⑥ (p33)
	・災害後の清掃や避難所運営などの自発的支 援の啓発	2章2節第6_2 (p25) 2章5節第2_1(3)⑦ (p33) 3章2節第3_2(2)① (p95)
早期避難の重要性の啓発	・避難時期の事前検討(家庭、地域) ・早期避難時の声掛け実施の啓発	2章1節第8 (p21) 2章5節第2_1(3)⑦ (p33)
避難行動要支援者への 対 策 の 検 討	・車移動できない避難行動要支援者への対策 検討	2章3節第4_1(3) (p27)
	・要配慮者に配慮した避難所の改善(バリア フリー化、簡易トイレや要配慮者用食品の 備蓄など)	2章2節第4_3 (p24) 2章3節第5 (p27) 2章3節第8 (p28)
避難所の設備改善、 避難所運営方法の検討	・避難所における入浴方法の事前検討	2章2節第6_1 (p25)
	・避難所における健康面の対応検討	2章2節第6_1 (p25) 3章2節第3_2(2)④(ウ) (p95) 3章17節第6 (p156)
	・長期避難者への小まめな情報提供	2章2節第6_1 (p25) 3章2節第3_2(3)④ (p96)
	・解錠方法の検討	2章2節第4_4 (p24) 2章2節第6_3 (p25) 3章1節第1_2(6)② (p92)
	・避難所運営マニュアルの作成	2章2節第6_1 (p25)
仮設住宅整備に関する 事 前 検 討	・仮設住宅の建設場所の検討	2章4節第1 (p29) 3章4節第2_2(2) (p101)
	・仮設住宅の調達(手配)方法	2章4節第1 (p29)
	・仮設住宅の住民への広報事項の検討	2章4節第2 (p29)
マニュアル整備と訓練の 定期実施による村の 防 災 力 の 向 上	・災害時職員対応マニュアルの改善	1章1節第3 (p2)
	・災害時職員対応マニュアルなどをもとにし た訓練の実施	2章6節第2_2 (p34)
村役場としての事前 準備事項の検討	・職員用の休憩スペースや備蓄品等の確保	2章16節第1 (p55) 2章26節第1_2 (p66)
	・資機材の所在確認	2章33節第1 (p84)
	・職員参集時の対応事項のマニュアル等への 位置づけ	3章5節第5_4(1)② (p107)
職員個人の取組みの啓発	・個人的な備蓄の啓発	2章5節第3 (p33) 2章26節第1_2 (p66)
	・緊急時の連絡先の確認の啓発	2章5節第3 (p33)

※「該当箇所」欄の()内のページ数は村地域防災計画基本計画編(平成28年3月)のページ数です

野迫川村地域防災計画 概要版

平成 28 年 3 月

野迫川村では地域防災計画の見直しを行いました。『野迫川村地域防災計画 概要版』は、見直した計画をもとにして、住民の皆さんに災害に備えて知っておいていただきたいことを質問形式で整理したものです。災害時の準備や行動についてチェックリストで確認してみましょう。なお、地域防災計画の全文は、野迫川村ホームページ（「野迫川村 地域防災計画」で検索）や、村総務課に常備している冊子でご確認ください。

この概要版についての質問などは、総務課までお問い合わせください。
（電話）0747-37-2101 （メール）info@vill.nosegawa.nara.jp

質問）災害に備え、私たち住民は何をすればよいですか？

（回答）自分や家族の命を守り、地域全体で助け合うために、日頃から災害に備えた準備をしておくことが重要です。

・自分自身で自分の命や身の安全を守る『自助』はもちろんのこと、地域コミュニティにおいて相互に助け合う『共助』の取り組みを含め、災害に備えて事前に準備しておくことが重要です。

◎自分や家族の命を守るための準備をしましょう（自助）

- 3日（できれば1週間）分の備蓄、非常用の避難袋、非常用電源を準備しましょう。
- 家族や役場との連絡手段を確保しておきましょう。
- 緊急時の連絡先を調べておきましょう。
- 災害時の行動について話し合っておきましょう。
- 家族で避難所の場所・道順や身のまわりの危険箇所を確認しておきましょう。

●非常持ち出し品チェックリスト（例）

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食（火を通さなくても食べられるもの） | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 |
| <input type="checkbox"/> 携帯用ラジオ（手回し充電式） | <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー |
| <input type="checkbox"/> 救急医薬品 | <input type="checkbox"/> 貴重品（現金など） |
| <input type="checkbox"/> その他（生活用品、飲料水、毛布など） | |

※常備薬やオムツなど、いざというときにはなければ困るものを各自で確かめてみましょう。

●災害から復旧するまでの数日間を生活できるよう、日頃から、原則3日分、ローリングストックなどにより、一週間分の食料等の備蓄を行っておくことが重要です。

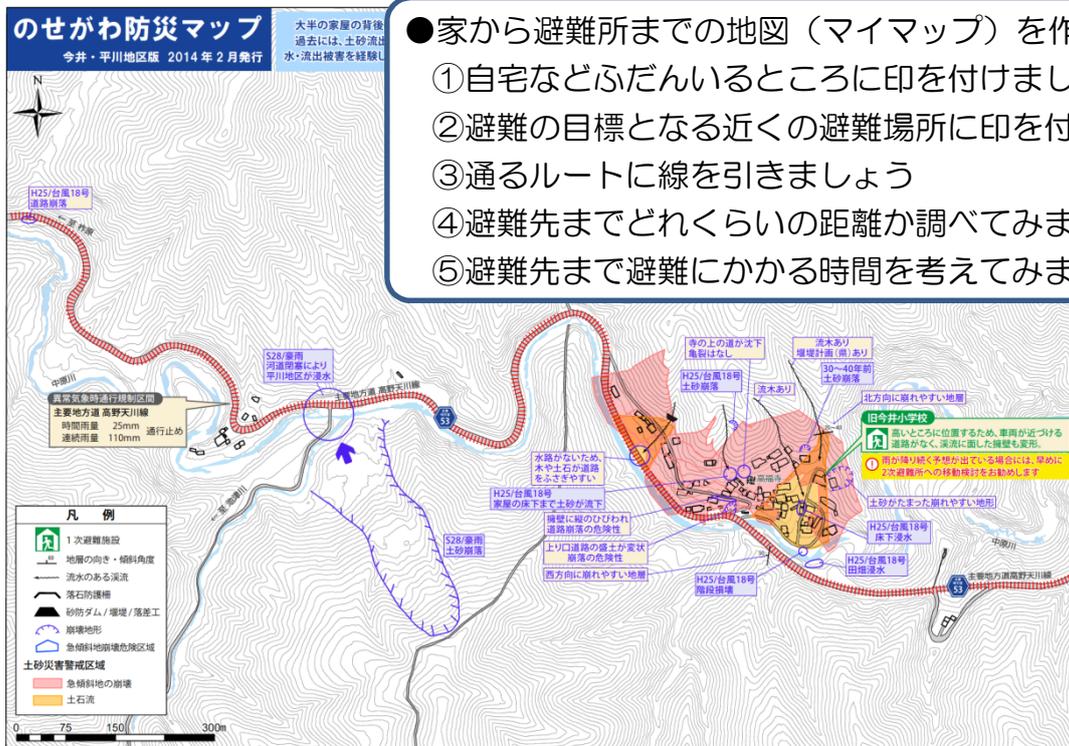
※ローリングストック…備蓄品を定期的（1ヶ月に1、2度）に使用し、使用した分を買い足し備蓄していく方法です。使用しながら備えるため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として使える利点があります。

●村は、災害時の緊急情報を、告知放送でお知らせいたします。告知放送の端末の電池が切れてないか、日頃から確認しておきましょう。

●緊急連絡先：野迫川村総務課（0747-37-2101）

◎地域全体で助け合いましょう（共助）

- 声を掛け合って避難しましょう。
- 地区の集会などで、日頃から避難場所、避難所への道順を地域全体で話し合しましょう。
- ・「のせがわ防災マップ」（平成26年2月発行）の地図を利用して、避難所までの危険箇所、経路の確認をしておきましょう。



- 家から避難所までの地図（マイマップ）を作りましょう
- ①自宅などふだんいるところに印を付けましょう
- ②避難の目標となる近くの避難場所に印を付けましょう
- ③通るルートに線を引きましょう
- ④避難先までどれくらいの距離か調べてみましょう
- ⑤避難先まで避難にかかる時間を考えてみましょう

図 「のせがわ防災マップ」（平成26年2月発行）地図面（裏面）の例

●指定緊急避難場所、指定避難所一覧

ご自宅近くの避難所をチェックしておきましょう

No	名称	所在地 大字名	指定緊急 避難場所 (1次避難)	土砂 災害	地震	火事	指定 避難所	うち 2次 避難	避難所 チェック欄
1	(旧) 今井小学校	今井	○	△	×	×	○	—	
2	柞原センター	柞原	○	△	×	×	○	—	
3	(旧) 野川小学校	中	○	△	×	○	○	○	
4	健民グラウンド	中	○	△	×	×	—	—	
5	上センター	上	○	△	×	×	○	—	
6	池津川センター	池津川	○	△	○	×	○	—	
7	立里センター	立里	○	△	○	×	○	—	
8	山村振興センター	北股	—	△	×	○	○	○	
9	(旧) 北股小学校	北股	○	△	×	×	○	—	
10	野迫川小中学校	北股	○	△	○	○	○	○	
11	上垣内センター	北股	○	△	×	×	○	—	
12	平センター	平	○	△	○	×	○	—	
13	大股センター	北今西	○	△	×	×	○	—	
14	(旧) 北今西小学校	北今西	○	△	×	○	○	○	
15	檜股センター	檜股	○	△	×	×	○	—	
16	弓手原センター	弓手原	○	△	×	×	○	—	

※災害別の避難所を確認しておきましょう

※○…避難可能、△…実際の状況に注意して避難、×…避難不可

※指定緊急避難場所：災害の危険から一時的に逃れるための場所

※指定避難所：災害の危険がなくなるまで避難生活を送る場所

質問) どのような点が見直されましたか？

(回答) 奈良県では、紀伊半島大水害の経験や教訓、大規模広域災害等への対応をふまえて以下の点について方針を定め、地域防災計画の見直しを行いました。

村の計画は、これまでの計画（平成 17 年 1 月策定）以降に行われた関連法令、上位計画（防災基本計画や奈良県地域防災計画など）の修正事項のうち、村に関連のある事項を修正しました。

また、村の計画書は、奈良県地域防災計画との整合を図り、大幅に追加、変更しました。

- ・奈良県地域防災計画は、『「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図ることを目指す』ことを方針として改訂を行いました。
- ・「紀伊半島大水害の経験・教訓を踏まえた見直し」、「法改正等を踏まえた大規模広域災害等への対応についての見直し」という観点から、次表の重要な7項目について見直しを行っています。

表 野迫川村に関連する奈良県地域防災計画の主な見直し内容

重要な7項目		見直し内容
1	住民避難	①避難所・避難ルートの整備・確保 ②避難勧告等に関する具体的な発令基準の作成 ③避難訓練等について新たに記載 ④避難勧告等の住民への伝達等（伝達手段の多様化） ⑤要配慮者の安全確保及び支援
2	迅速な応急復旧	①初期対応・情報提供・早期の道路啓開 ②公共施設等の災害予防対策 ③災害廃棄物の処理 ④緊急物資の供給体制の確保
3	防災関係主体の役割分担と責任の明確化	①学校における防災教育 ②教訓の伝承 ③企業防災の促進
4	災害初動体制の確立	①組織・体制 ②職員の能力向上、意識づけの徹底
5	情報伝達手段の確保	①情報伝達手段の迅速・確実な確保 ②孤立集落対策
6	支援・受援体制の整備	①支援体制の整備 ②受援体制の整備 ③医療・救護体制の整備
7	南海トラフ巨大地震等広域災害への対応	①近隣府県への支援を行うため、備蓄庫・ヘリポート等を備えた県広域防災拠点の整備 ②1週間分の食料等の備蓄 ③帰宅困難者対策を推進 ④観光客向けの緊急避難場所・物資の確保、情報提供等を観光施設、交通機関等と協力して取り組むことなどを新たに記載 ⑤他府県からの避難者受入に協力することを新たに記載

※村の計画の見直しに関連する項目を中心に記載しています

質問) なぜ地域防災計画を見直すことになったのですか？

(回答) もともと地域防災計画は毎年検討を加え、必要に応じて見直す必要がありますが、東日本大震災など近年の災害を契機として大幅な見直しが必要になりました。

◎地域防災計画は毎年見直す計画です。

- ・地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があるときは、野迫川村防災会議で修正します。

◎国や県の計画は、大きな災害の後など必要に応じて大幅に改正されてきました。

- ・野迫川村地域防災計画の上位計画である国の防災基本計画は、阪神・淡路大震災を契機に平成7(1995)年7月に全面改定が行われ、その後も東海村における原子力災害による見直し(平成12(2000)年5月)、広島県の地滑り災害による見直し(平成14(2002)年4月)など、その後も大規模な災害の発生にあわせて見直されてきました。さらに、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策基本法をはじめとする法律が大きく改正され、国の防災基本計画は大幅な見直しが行われました。
- ・また、大規模な被害が懸念されている南海トラフ巨大地震に対する防災対策を進める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定され、その後も相次ぐ土砂災害、大規模な台風、ゲリラ豪雨、竜巻などの自然災害に対応して、各種関連法の見直しが行われています。国や地域の防災力を高めるための動きにあわせて、奈良県でも地域防災計画の見直しが進められました。

◎野迫川村も地域防災計画の見直しを行いました。

- ・野迫川村地域防災計画は、国や県の計画見直しをふまえるとともに、平成23(2011)年に村に大きな被害をもたらした紀伊半島大水害の教訓を反映させるなど、より実用的な内容に修正しました。
- ・計画書は、村の災害特性から風水害時の対応を中心に記載した基本計画編を基本とし、特に地震災害に関係する項目を震災対策計画編にまとめ、震災対策計画編のうち基本計画編と同じ対策を行う箇所は基本計画編を参照とすることで、計画の簡素化をはかりました。
- ・震災対策計画編では、南海トラフ巨大地震のような広域な災害に備えるため、「広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画」の修正を行い、村が行う南海トラフ地震などの広域災害への対策を記載しています。



質問) 台風や大雨のときは特にどのようなことに注意すればよいですか？

(回答) 注意報及び警報、土砂災害情報、降雨やご自宅近くの斜面の状況に注意して早めの避難を行いましょう。

◎日頃から次のようなことを準備しておきましょう

□ 「のせがわ防災マップ」を活用しましょう。

- ・「のせがわ防災マップ」(裏面)には、土砂災害の前兆現象、大雨が予想されるときに発表される情報と避難行動の考え方などが掲載されています。のせがわ防災マップの表面・裏面の両方を利用して、災害の予兆を知り、避難の道順を確認しておくなど、災害に備えた準備を行いましょう。

◎台風や大雨がきたときには次の点に注意しましょう

□ 役場の指示や放送を待たず、実際の状況に注意して早めに避難しましょう。

□ 避難時にはご近所で声をかけあって避難しましょう。

□ 垂直避難も有効です。

- ・豪雨などで外への避難が危険な場合、避難に時間的余裕のない場合には、2階などの高いところに避難する垂直避難も有効です。

どのような時に土砂災害が起こるのか確認しておきましょう

のせがわ防災マップ 地区の危険な場所を把握して、気象情報の変化に早めの避難で身を守ろう 今井・平川地区版 2014年2月発行

土砂災害の危険を察知するポイント (普段の心得)

過去の災害を知る
過去の大雨で災害が起きた箇所は水が集まりやすい地形のため、災害が起きやすい場所です。一度災害が起きた場所でも再び、災害が起きることがあります。
① 過去の災害箇所は、要注意箇所。裏面の地図に記載している場所を確認してください。

土砂災害の危険を察知するポイント (大雨が予想されるとき的心得)

前兆現象に気を付ける
これまでの土砂災害では、災害の発生前に多くの前兆現象が確認されています。
気象情報を調べる
雨の降り方で土砂災害の危険性が変わります。降った雨の量や予想雨量などを参考に避難して下さい。

1時間雨量(mm)	イメージ	災害発生状況
10以上~20未満	ザーザーと降る	長く降り続く時は注意
20以上~30未満	どしゃ降り	側溝や下水、小さな川が溢れ小規模のげけ崩れが発生
30以上~50未満	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ・げけ崩れが起きやすくなる
50以上~80未満	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	土石流が起こりやすい多くの災害が発生する
80以上	早苦しくなるような圧迫感、恐怖を感じる	大規模な災害の発生する恐れが強い

① 近年、強い雨や大雨が降る回数が増えています。そのため「今まで崩れなかったから大丈夫」とは言えなくなっています。
野迫川村のいたるところでげけ崩れが発生した平成25年台風18号の最大1時間雨量は37.5mm、連続雨量は396.5mm^{※1}でした。

こんなとき、どうする？

怖いので早めに自主避難したい
1次避難所の管理者は区長さんです。避難の前に区長さんへ連絡して下さい。

一人の避難や補助が必要な人との避難が不安
区長さんやご近所の方に声をかけて、一緒に避難しましょう。早期避難が大切です。

川が溢れた！ 裏山の斜面が崩れ始めた！
区長さんへ連絡して、すぐに安全な場所へ避難して下さい！

避難路の斜面が崩れそうで逃げれない
大雨が心配なときは、事前に気象情報を調べて移動を控えたり、雨が強くなる前に避難して下さい。

雨がこれまでにどれだけ降ったのか、これからどれだけ降るのか調べたいのだけど...
テレビやラジオなどの天気予報、もしくは気象庁のホームページをご覧ください。

気象庁のホームページはこちら
降雨量 | 気象庁 最新の気象データ | 検索 | 降雨量 | 気象庁 最新の気象データ | 検索 | 予報 | 解析雨量・降水短時間予報 | 検索

多くの人が話して電話が繋がりにくい家族と連絡が取れない
災害伝言ダイヤルをご利用ください。
ご家族で連絡方法を事前に決めておくのも大切です。

災害伝言ダイヤルの利用方法
伝言を録音するとき | 1 | 自宅の電話番号(市外局番から) | 伝言を聞かされるとき | 2 | 自宅の電話番号(市外局番から)

大雨が予想されるときに発表される情報と避難行動の考え方

雨等の状況	気象情報	村の対応 ^{※1}	村民のみなさまにお願いする行動
1日程度前 大雨の可能性が高くなる	大雨や台風に関する気象情報の発表	職員の待機 道路状況のみまわり	気象情報の入手 危険箇所の確認
半日~数時間前 大雨が始まる強さが増す	大雨注意報 / 洪水注意報 村の発表基準 ^{※2} 時間雨量: 50mm 以上 参考 近年の災害時雨量: 平成23年台風12号 ^{※3} 最大時間雨量: 35mm 連続雨量: 1,044mm 平成25年台風18号 ^{※3} 最大時間雨量: 37.5mm 連続雨量: 396.5mm ①過去の災害時の降雨量も避難の判断のひとつとしてご活用ください。	避難準備情報の発令 告知放送や広報車で注意と自主避難を呼びかけ ① 停電になると告知放送が使えず、連絡に時間がかかる場合があります。 不安なときには、村の連絡を待たず、早めに避難を開始して下さい。	区長、消防団、地区住民に伝達 一人で避難できないなど、避難行動に時間がかかりそうな方は、早めに避難行動を開始して下さい ① 避難に不安がある方は、避難勧告が出る前に、まずは区長さんへご相談ください。 家族等との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始して下さい 非常持ち出し品 応急医薬品 救急医薬品、常備薬、包帯など 非常食品 三日分の飲料水や非常食など 情報機器類 携帯電話・電話、乾電池など 日用品 洗面用具、衣服、タオル、おむつなど 照明器具 懐中電灯、ライターなど 貴重品 現金、印鑑、預金通帳など ① ふだんから準備して、避難時にすぐ取り出せる場所に保管して下さい。
数時間~1,2時間前	大雨警報 / 洪水警報 村の発表基準 ^{※2} 時間雨量: 70mm 以上	災害対策本部の設置 避難勧告・指示の発令 告知放送や広報車で避難を呼びかけ ① これまでの避難勧告の発令は土砂災害警戒情報の発表や、災害発生状況、川の増水状況などから判断しています。自身の危険を感じたら、村の連絡を待たず、避難を開始して下さい。	区長、消防団、地区住民に伝達 ■ 1次避難の場合 区長が避難所を開設 地区の1次避難所に移動 お住まいの地区の1次避難所は旧今井小学校です 避難準備の終わった方から、1次避難所に避難を開始してください
大雨特別警報	警報基準を大きく超え、数十年に一度の大雨を予想 ① 特別警報が発表されたら、直ちに避難を開始して下さい。	■ 2次避難の場合 村職員が避難所を開設 2次避難所は、施設の状況や安全性を考慮して状況に応じた場所を村が指定します。	■ 2次避難の場合 村のバス等で2次避難所に移動

※1 降雨の状況が気象庁発表の気象情報に基づき、気象庁発表の気象情報と実際の状況から総合的に判断しています。そのため、1時間降雨量が少なくても土砂災害が起こった場合

災害が起こる前、起こった後に困ったときはどうするのかなど、確認しておきましょう

どのような時に避難しなければならないのか、確認しておきましょう

図 「のせがわ防災マップ」(平成26年2月発行) 啓発面(表面)

質問) 地震のときはどのようなことに注意すればよいですか？

(回答) 地震の発生に備えて、事前の準備を行いましょう。

- ・奈良県の第2次地震被害調査(平成16年10月)によると、野迫川村の最大震度は震度6弱で、建物被害(全壊・半壊棟数)は145棟、人的被害(死傷者数)は11人となっています。
- ・日頃から地震発生時にどのような行動をとるか準備しておくことが重要です。

◎日頃から次のようなことを準備しておきましょう

- 日頃から、ご自宅の耐震補強や家具の固定など、倒壊への備えをしておきましょう。
- 地震についての情報を入手しましょう。
 - ・地震発生時には村から、告知放送などにより警報の発表が行われます。そのほか、テレビ、ラジオ、携帯電話のエリアメールなど、情報の入手先を事前に確認しておきましょう。

震度6弱とは？

- ・立っていることが困難になる
- ・固定していない家具が倒れる
- ・古い木造家屋は全壊するものもある

◎地震が発生した時には次のことに注意しましょう

- 机の下に隠れるなど、身を守る行動をとりましょう。
- 避難の時期や道順に気を付けて、避難しましょう。
 - ・地震のときには揺れにより土砂災害が発生する恐れがあります。「のせがわ防災マップ」(平成26年2月発行)で日頃から、身の回りの危険箇所について調べておきましょう。



電池が切れていないか確認しておきましょう

告知放送端末

質問) 避難所に避難したあとにすることはありますか？

(回答) 皆さんの協力によって、円滑に避難所を運営していくことが重要です。

- ・本村は、村民も職員も少なく、職員だけでは十分な避難所運営を行うことは困難と想定されます。紀伊半島大水害の際には避難した方も積極的に手伝っていただきました。災害が発生すると、交通等の遮断により村からの支援を受けにくくなるのが予想されます。
- ・そのためあらゆる場面で、地域コミュニティにおいて相互に助け合う『共助』の力が必要となります。

◎住民のみなさんをお願いしたいこと

- ・避難所での生活が長期にわたる場合、避難者の方も避難所の運営を手伝っていただくことが必要となります。
- ・ケガなどされておらず、お手伝いいただける場合は、次のような支援をお願いいたします。

- ・避難所運営への参加
- ・避難所の掃除
- ・食事の配膳
- ・備蓄品や支給品の配布の手伝い
- ・要配慮者への声かけや手伝い など



- ・災害が起こったときに被害をうけやすいのは、お年寄りや乳幼児、障がいのある方、病気やけがをしている方などの要配慮者です。要配慮者を災害から守るためにも、地域で協力し災害に備えることが重要です。

質問) 地域防災計画とは何ですか？

(回答) 地域防災計画は、村の防災対策に関する基本的なことを定める計画です。

- ・災害から住民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減し、社会の秩序維持と公共の福祉の確保を目的として策定する計画です。
- ・地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）で策定が義務付けられています。

(回答) 行政や関係機関、住民などで組織する野迫川村防災会議が策定しています。

- ・地域防災計画は、野迫川村防災会議が策定しています。
- ・野迫川村防災会議は、村長をはじめ、行政の出先機関（国、県など）、公共機関（関西電力、郵便局など）、消防、警察、野迫川村の職員や村民で構成しています。

質問) 地域防災計画とはどのような内容ですか？

(回答) 野迫川村地域防災計画は基本計画編と震災対策計画編で構成しています。

- ・野迫川村地域防災計画は、災害時に行うべき対応について、台風や豪雨などを対象とした「基本計画編」と、特に地震災害を対象にとりまとめた「震災対策計画編」の 2 編で構成しています。
- ・それぞれ、下表のとおり、総則、予防、応急、復旧で構成しています。また、計画に関連する資料、協定、様式などを「資料編」として整理しています。

編	主な内容	
基本計画編	総則	計画の方針や村の概況について示します
	災害予防計画	災害に備えて、村をはじめとする関係機関や住民が事前に行う対策について示します
	災害応急対策計画	災害発生直後から発生後の初動期までの応急対策を示します
	災害復旧計画	応急対策後の災害復旧に係わる事項を示します
震災対策計画編	(基本計画編と同じ構成)	地震災害の対応について示します
	広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画	南海トラフ巨大地震等の広域災害の対策について示します
資料編	計画に係る資料、協定、様式を示します	

(回答) 国・県・村の諸計画と連携、調整して作成されています。

- ・地域防災計画は、災害対策基本法をはじめとする諸法令、国が策定する防災基本計画や県の地域防災計画などと連携を図り作成しています。

